

ユネスコ無形文化遺産について

2018年2月22日現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]
※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(代表一覧表)の作成

■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:177

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **21件**
世界全体では399件

■ 重要無形文化財

■ 文化審議会決定

■ 重要無形民俗文化財

■ 情報照会

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりぶらんく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎	
2009	ががく 雅楽 こしじまのとしどん 甌島のトシドン 【鹿児島】 ちゃっきらこ チャッキラコ 【神奈川】	おぢやちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 【石川】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	はやちねかぐら 早池峰神楽 【岩手】 だいもくたて 題目立 【奈良】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】		
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし 本美濃紙 , ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら 秩父祭の屋台行事と神楽 , たかやままつりのやたいぎょうじ 高山祭の屋台行事 , おがのなまはげ 男鹿のナマハゲ	
2012	なちのてんがく 那智の田楽 【和歌山】			
2013	わしよく 和食 ; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか		
2014	わし 和紙 ; 日本の手漉和紙技術	にほんのてすきわしぎじゆつ 石州半紙 , せきしゆうはんし 本美濃紙 , ほんみのし 細川紙	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。	
2016	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。		
提案中	らいほうしん 来訪神 ; 仮面・仮装の神々	かめんかそうのかみがみ ※甌島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張提案【2017年3月末提案】		

登録までの流れ

■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

【毎年、各国1件の審査件数の制限】

* 2018・2019年は2年に1件の審査保障

* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

■ 評価機関による審査

■ 政府間委員会において決定(翌年11月頃)

- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。

- (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術

2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。

5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

ユネスコ無形文化遺産への提案について

2月27日(火)に開催された無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、本年度、我が国からは、建造物修理・木工を始めとする14件の国の選定保存技術を一括した次の案件をユネスコに提案することが決定。

「^{こうしょう}伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」

内容

木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵、周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用、健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺^{ぶき}・左官・装飾・畳製作など、建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。

提案要旨

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」は、我が国の伝統的な木造建造物を建てる上で不可欠な、木工、屋根葺、左官、畳製作などの高度な伝統技術であり、古来より、時代に応じて進化してきた。

これらの技術は、自然との共生を図る我が国の世界文化遺産を始めとする伝統建築等の保護・継承を根本から支え、当該建築の真正性の確保に欠かせないものである。これらの技術やその成果である伝統建築等を通じ、国内外の人々の文化理解や対話の促進に寄与している。

今後の予定

- 平成30年3月末 ユネスコに提案
- 平成31年3月末 ユネスコに再提案
- 平成32年11月頃 ユネスコ政府間委員会で審議



建造物彩色



茅葺

伝統建築こうしやう工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術

	選定保存技術	保存団体
1	建造物修理	(公財)文化財建造物保存技術協会
2	建造物木工	(公財)文化財建造物保存技術協会
		NPO法人日本伝統建築技術保存会
3	ひわだぶき 檜皮葺・こけらぶき 柿葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
4	かやぶき 茅葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
5	建造物装飾	(一社)社寺建造物美術保存技術協会
6	建造物 <small>さいしき</small> 彩色	(公財)日光社寺文化財保存会
7	建造物 <small>うるしぬり</small> 漆塗	(公財)日光社寺文化財保存会
8	屋根 <small>がわらぶき ほんがわらぶき</small> 瓦葺(本瓦葺)	(一社)日本伝統瓦技術保存会
9	左官(日本壁)	全国文化財壁技術保存会
10	建具製作	(一財)全国伝統建具技術保存会
11	畳製作	文化財畳保存会
12	<small>そうこう</small> 装飾修理技術	(一社)国宝修理装飾師連盟
13	日本産漆生産・精製	日本文化財漆協会
		日本うるし掻き技術保存会
14	<small>えんつけ きんぱく</small> 縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会

14件(13団体)